

わが国の世帯統計 (4)

—一般世帯について—

山本 千鶴子

1. 目 的

国勢調査は、我が国に住んでいる人々を漏れなく、重複することなく調査するために、世帯あるいは世帯に準ずる世帯に所属せしめ、昭和22年以前は現在人口主義で、昭和25年以降は常住人口主義で調査が行われてきた。

第1回国勢調査以来、世帯の具体的な取り扱い方には多少の変更がみられるが、その基本的な定義には変化がなかった。すなわち、普通世帯とは(1)住居と生計をともにしている人の集り(2人以上の普通世帯のこと)及び(2)1戸を構えている単身者(1人の普通世帯のこと)である。

この基本的定義は戦後の国勢調査にも踏襲されているが、その取り扱い方には少しずつ変化がみられ、今までに4つの分類がなされている¹⁾。4つに分類される基準は、普通世帯に所属する者の範囲及び準世帯の範囲とその数え方に拠っている。

この基準にのっとって、昭和55年以降の国勢調査の世帯の定義をみれば、次のような変更がみられる。その第一は普通世帯に所属する者の範囲が、これまでよりは広がったことである。昭和35～50年の国勢調査の普通世帯には、2人以上の普通世帯の世帯主とその親族、単身の同居人、単身の住込みの家事使用人、5人以下の単身の住込みの営業使用人及び単独世帯主が所属していたが、昭和55年以降の国勢調査はこれに加えて、6人以上の単身の住込みの営業使用人が普通世帯員となり、昭和30年以前の国勢調査の世帯員の範囲と同じに戻った。また、第二は準世帯における単身者の数え方に変更があったことである。すなわち、昭和50年の国勢調査までは会社の寮や寄宿舎に居住する単身者を棟ごとにまとめて1つの準世帯としていたが、昭和55年以降の国勢調査は1人1人をそれぞれ1つの(準)世帯として数えるようになった²⁾。そして第三の変更は、普通世帯と準世帯の分類以外に一般世帯と施設等の世帯の2つの分類がなされたことである。一般世帯という名称は昭和55年の国勢調査で初めて使われたものではなく、昭和25年の国勢調査にも、また就業構造基本調査や労働力調査特別調査にも使われているが、その定義や世帯数は調査によってまちまちである。

そこで本稿では、一般世帯の定義を検討し、統一した定義にもとづいて一般世帯数を求め、可能な限り時系列比較を行った。

1) 総理府統計局、『我が国の世帯構成とその変動』、昭和55年国勢調査モノグラフシリーズNo.9, 1984年3月, p.21.

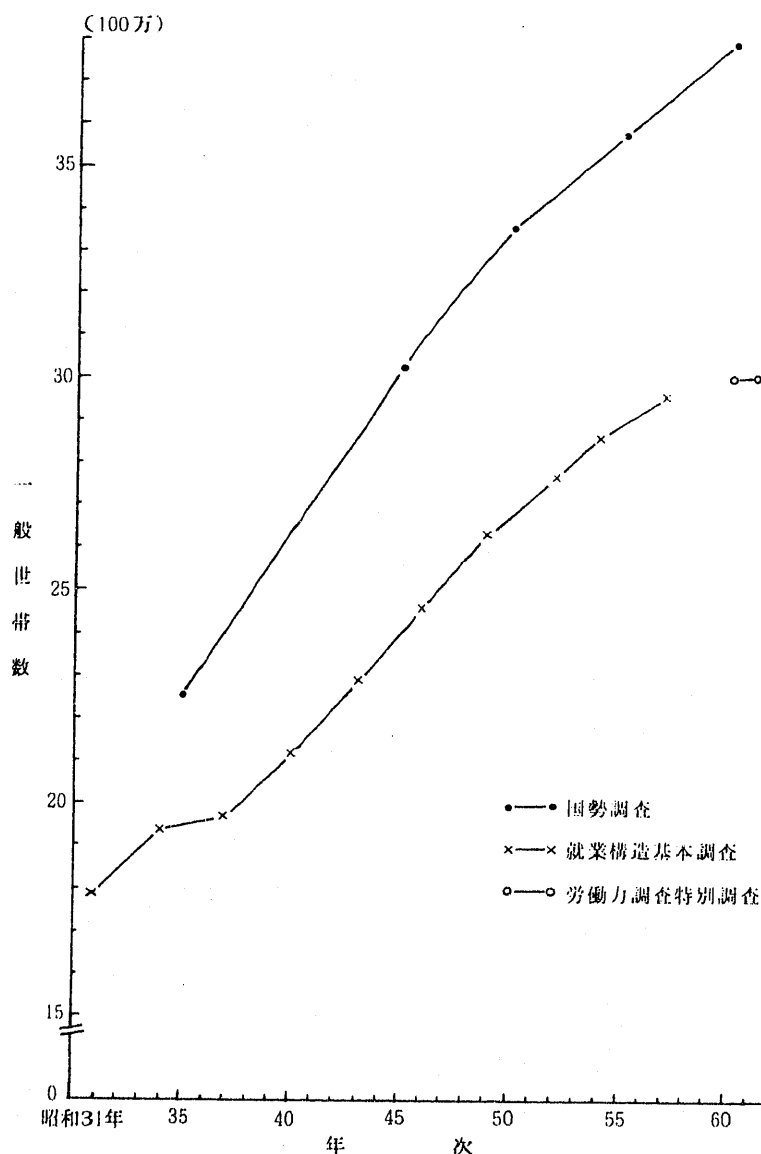
2) その理由として「(前略)新政府では、会社の寮や寄宿舎に居住する単身者は1人1人を1つの世帯として扱うこととしている。これは、会社の寮や寄宿舎に居住する単身者が、社会施設や矯正施設に居住する単身者と比べて、経済的・社会的行動様式が異なっているだけでなく、むしろ独立して住居を維持する単身者と変わらない点に着目して改正したものである。」(総理府統計局調査部国勢統計課)、「国勢調査の計画とその概要」、『ジュリスト』、No.723, 1980年9月1日, p.49, 有斐閣。

2. 一般世帯についての2つの定義

一般世帯数は、図1が示すように国勢調査と就業構造基本調査とでは大きな違いがみられる。一般世帯の定義は、表1に示したように、国勢調査の定義と就業構造基本調査、労働力調査特別調査のそれとは異なっている。具体的には国勢調査の一般世帯とは、普通世帯と1人の（準）世帯、すなわち間借り、下宿等の単身者及び会社等の独身寮の単身者の合計である。これをここでは広義の一般世帯とよぶことにする。また、厚生行政基礎調査（昭和61年以降は国民生活基礎調査と名称変更）では、一般世帯という名前を使用していないが、定義の上からみると、国勢調査の一般世帯にほぼ等しいものであるということができよう。

一方、就業構造基本調査、労働力調査特別調査のそれは、住居と家計を共にしている2人以上の集まりであり、これを狭義の一般世帯とよぶことにする。前者と後者を比較した場合、前者の定義の方が後者に比べて1人の普通世帯と1人の準世帯（ここでは1人世帯とよぶことにする）を合計した範囲だけ広いことがわかる。

図1 一般世帯数の比較



3. 一般世帯数の比較

次に調査間の定義を統一して、一般世帯数の比較をしようと思う。まず、狭義の定義、すなわち住居と家計を共にしている2人以上の世帯数を見ると図2³⁾のとうりである。この図には住宅統計調査の世帯数も描いてあるが、その定義が一般の家庭のように住居と家計を共にしている人々の集まりを1つの世帯とする⁴⁾ものであるため、就業構造基本調査と同一の定義と考えられるので図に描き加え

3) 山本千鶴子、「わが国の世帯統計」(『人口問題研究』第151号、1979年7月)では、住居と家計を共にしている2人以上の集まりを「家族的世帯」とした。この図は69ページの図3をもとに最近の値を追加したものである。ただし同一年次の場合でも各調査の調査月日には多少のずれがあるが、ここでは調査月日を同一にして描いたため、前掲論文中の図3とは多少の違いがみられる。

4) 住宅統計調査では、世帯の定義を「この調査では、一般の家庭のように住居と生計をともにしている人々の集まりを一つの世帯とします。(中略)一人で1戸を構えて暮らしている人(一人でアパートなどに住んでいる人を含む。)は一人で一つの世帯とします。」(『昭和58年住宅統計調査 調査の手引き』、16ページ。)と規定している。ここで使用したものは定義の前半の部分に当たるものである。

表1 一般世帯の定義

区分	国勢調査		厚生行政基礎調査	就業構造基本調査	労働力調査特別調査
	昭和25年	昭和35、60年			
単身世帯の世帯主	普通世帯—同じところに住んでいる人、家計を共にしている2人以上の集まり 準世帯—(1)1人で住んでいる1人で家計を立てているもの(向普通世帯と同じところに住んでいるが、家計を別に立てている人またはその集まり、(2)同じところに住んでいるが、家計を別々に立てている人々の集まり 一般世帯—普通世帯と1人世帯をあわせたもの 【昭和25年国勢調査報告】、第8巻最終報告書、34～35ページより。	普通世帯—同居と生計を共にしている人の集まり又は1戸を構えて住んでいる単身者をいう。 準世帯—普通世帯を構成する人以外の人が又はその集まりをい(後略) 一般世帯—普通世帯に、準世帯のうちの間借り、下宿などの単身者及び会社などの独身者の単身者を加えた世帯をいう。 施設等の世帯—一般世帯以外の世帯をいう。 【日本の人口 昭和55年国勢調査—最終報告書(資料編)—】、A-33ページより。	世帯とは、調査日現在、事実上同居をともにし、かつ、事実上の家計を一つにしている者の集まり、又は1人で独立の家計を維持しているものをいう。 ここでいう家計とは、日常生活を営むための収支をいう。	一般世帯—一般の家庭のように住居と生計を共にしている2人以上の集まりをいう。単身の住み込みの雇い人はその住み込んでいる世帯の世帯員とした。 単身世帯—1人で1戸を構えて暮らしている者や、単身で間借りをしているような者、あるいは寮、寄宿舎、下宿屋などに居住する単身者1人1人をいう。	【昭和61年2月労働力調査特別調査報告】、6ページより
2人以上の普通世帯の世帯主	一般世帯(1人の準世帯)	一般世帯(普通世帯)	単 独 世 帯	単 身 世 帯	単 身 世 帯
世帯主の親族	一 般 世 帯 (普通世帯)	一 般 世 帯 (普通世帯)	1 つ の 世 帯	一 般 世 帯	一 般 世 帯
単身の同居人	雇い主の一般(普通)世帯員に含める	雇い主の一般(普通)世帯員に含める	雇い主と生計が別の場合は、1人1人にばらして1つの単独世帯とする。 雇い主と生計が一緒の場合は、雇い主の世帯に含める	雇い主の一般世帯員に含める	雇い主の一般世帯員に含める
単身の住み込みの家事使用人	雇い主の一般(普通)世帯員に含める	雇い主の一般(普通)世帯員に含める	雇い主と生計が別の場合は、1人1人にばらして1つの単独世帯とする。 雇い主と生計が一緒の場合は、雇い主の世帯に含める	雇い主の一般世帯員に含める	雇い主の一般世帯員に含める
単身の住み込みの5人以下の営業使用人	雇い主の一般(普通)世帯員に含める	雇い主の一般(普通)世帯員に含める	雇い主と生計が別の場合は、1人1人にばらして1つの単独世帯とする。 雇い主と生計が一緒の場合は、雇い主の世帯に含める	雇い主の一般世帯員に含める	雇い主の一般世帯員に含める
単身の住み込みの6人以上の営業使用人	雇い主の一般(普通)世帯員に含める	雇い主の一般(普通)世帯員に含める	雇い主と生計が別の場合は、1人1人にばらして1つの単独世帯とする。 雇い主と生計が一緒の場合は、雇い主の世帯に含める	雇い主の一般世帯員に含める	雇い主の一般世帯員に含める
親人下宿の単身の下宿人	一般世帯(1人の準世帯)	一般世帯(1人の準世帯)	単 独 世 帯	単 身 世 帯	単 身 世 帯
間借り自炊する単身者	まとめて1つの準世帯	一般世帯(1人1人を1つの準世帯)	1人1人にばらして1つの単独世帯	1人1人を1つの単身世帯	1人1人を1つの単身世帯
2人以上の単身の単身者	まとめて1つの準世帯	一般世帯(1人1人を1つの準世帯)	単 独 世 帯	単 身 世 帯	単 身 世 帯
2人以上の単身の単身者	まとめて1つの準世帯	一般世帯(1人1人を1つの準世帯)	1人1人にばらして1つの単独世帯	1人1人を1つの単身世帯	1人1人を1つの単身世帯
会社などの独身寮(寄宿舎)	まとめて1つの準世帯	一般世帯(1人1人を1つの準世帯)	1人1人にばらして1つの単独世帯	1人1人を1つの単身世帯	1人1人を1つの単身世帯
学校の寄宿舎	棟ごとにまとめて1つの準世帯	棟ごとにまとめて1つの準世帯	注1 参 照	注1 参 照	注1 参 照
病院・療養所	施設ごとにまとめて1つの準世帯	施設ごとにまとめて1つの準世帯	注2 参 照	注2 参 照	注2 参 照
社会施設	調査単位ごとにまとめて1つの準世帯	調査単位ごとにまとめて1つの準世帯	調 査 対 象 外	調 査 対 象 外	調 査 対 象 外
船舶	調 査 対 象 外	調 査 対 象 外	調 査 対 象 外	調 査 対 象 外	調 査 対 象 外
自衛隊	調 査 対 象 外	調 査 対 象 外	調 査 対 象 外	調 査 対 象 外	調 査 対 象 外
矯正施設	調 査 対 象 外	調 査 対 象 外	調 査 対 象 外	調 査 対 象 外	調 査 対 象 外

注1 会社や学校の寄宿舎：1室に1人の場合は1つの単独世帯、1室に2人以上の場合は、その者が独立の家計を維持しているかどうかで1つにするか2つ以上にするか判断する。

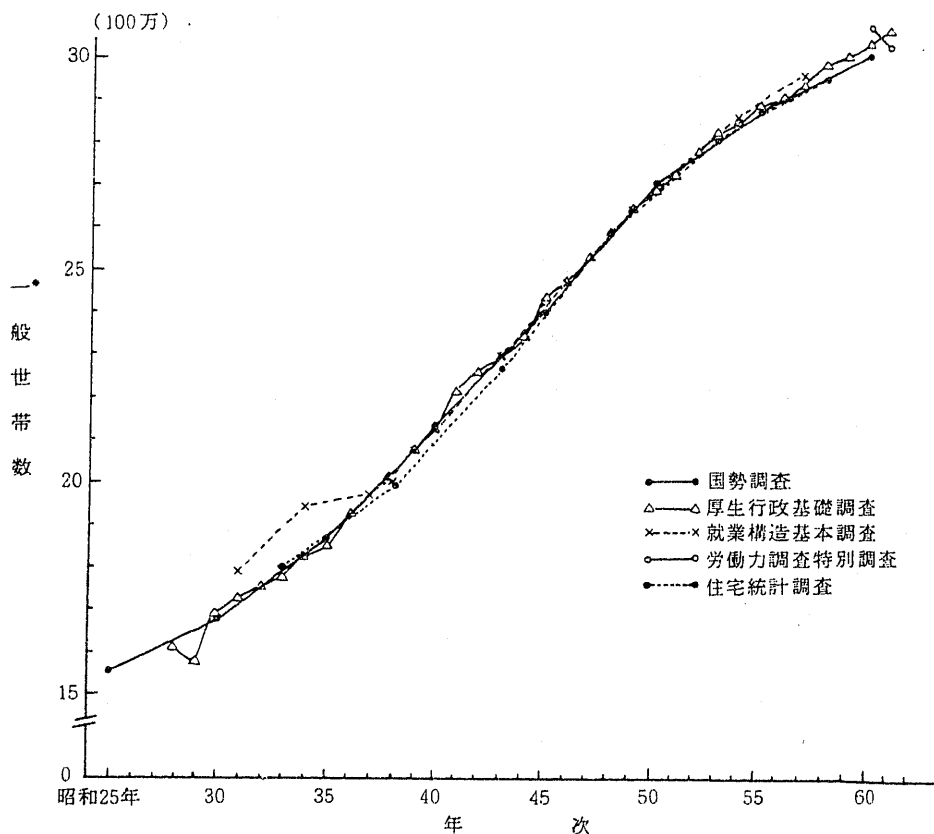
注2 病院・療養所：後置番号1にあたる病院のみ、医療施設で住民登録をしていれば1つの単独世帯。

たものである。

この図によれば、「わが国の世帯統計」で指摘したとおり、最近の一般世帯数は調査間でほとんどその差はないといってもさしつかえないと言えるであろう。

次に、広義の定義である国勢調査のそれに合わせてみることにしよう。この定義に合わせることができるのは、厚生行政基礎調査があり、その世帯数は昭和28年から得られる。それとの年次比較をするために昭和55年以前の国勢調査の世帯数を次のように調整した。すなわち、一般世帯数は当該年次の普通世帯数(1) (表2の(1)のこと、以下同様)に、1人の準世帯(3)と、会社の寮や寄宿舍に住んでいる準世帯人員(4)を加えたものである。また、一般世帯人員は当該年次の普通世帯人員(2)に、1人の準世帯(3)と、会社の寮や寄宿舍の準世帯人員(4)と、住み込みの営業使用人

図2 一般世帯数* (狭義) の比較



* 住居と生計を共にする2人以上の集まり。

表2 昭和55年以降の一般世帯の定義にあわせた世帯数及び人員

世帯・人員の種類		昭和35年	昭和45年	昭和50年
当該年次の定義	普通世帯 { 数 (1)	19,871,286	27,071,166	31,270,506
	人員 (2)	90,284,819	99,983,272	107,969,541
	1人の準世帯 (3)	759,876 ¹⁾	711,521	576,890
	会社の寮や寄宿舍の準世帯人員 (4)	1,907,483	2,514,327	748,332
	住込営業使用人の準世帯人員 (5)	466,689	141,521	42,998
昭和55年までの定義	一般世帯 { 数 (1) + (3) + (4)	22,538,645	30,297,014	33,595,728
	人員 (2) + (3) + (4) + (5)	93,418,867	103,350,641	110,337,761
	普通世帯人員 (2) + (5)	90,751,508	100,124,793	108,012,539
	施設等の世帯 { 数 27,883	27,883	77,284	99,344
人員 882,756	882,756	1,314,530	1,555,677	

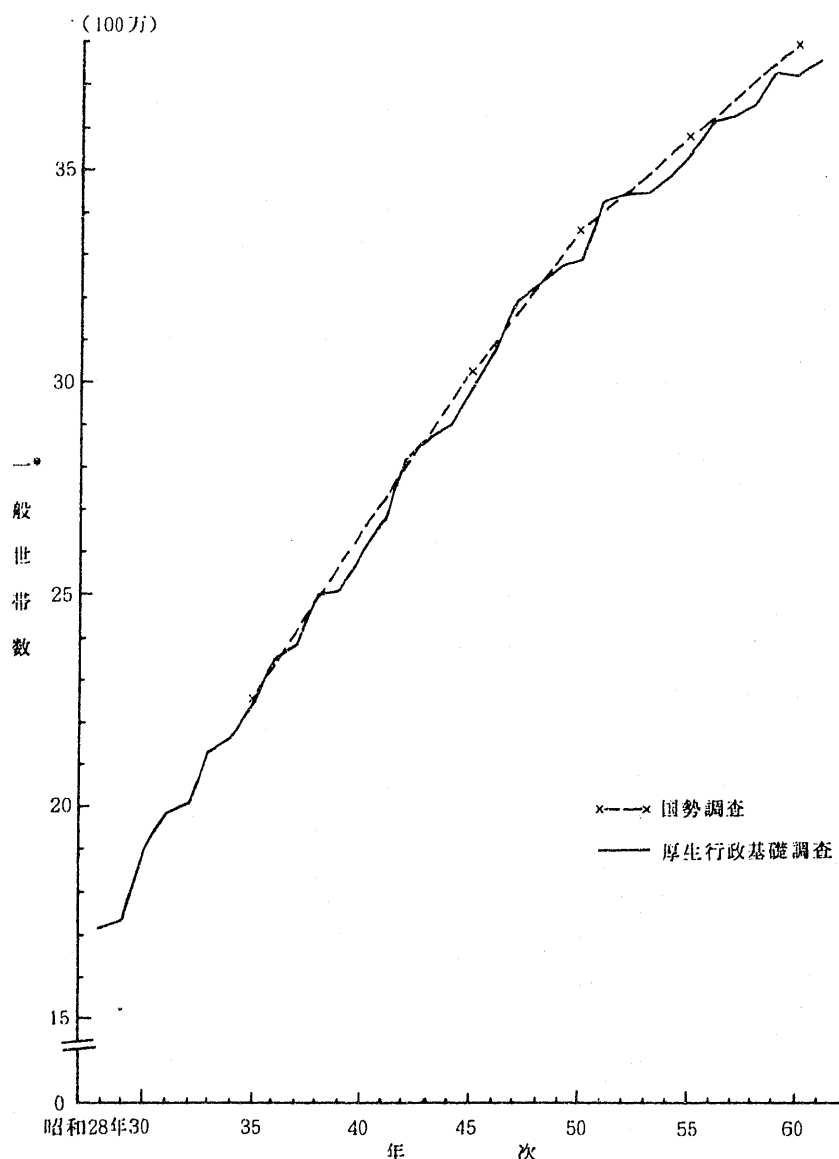
出所：『国勢調査』、いずれの年次も沖縄を含む。

1) 1人の準世帯には、沖縄を含まず。しかし、この年次の沖縄の普通世帯の定義には、1人の準世帯にあたるものを含んでいるため一般世帯数は計算できる。

の準世帯人員(5)を合計したものである。このようにして調整した年次は昭和35, 45, 50年であり、調整不可能なのは戦前及び昭和25, 40年であった。調整不可能な理由は、戦前については現在人口主義であることによる。また、昭和25年及び40年は定義上からは調整可能であるが、報告書に表章されている準世帯の区分が前者は3区分、後者は2区分のため、会社の寮や寄宿舎の準世帯人員及び住み込の営業使用人の準世帯について実数が得られず、調整は不可能であった。

以上のように調整した国勢調査の一般世帯数と厚生行政基礎調査の世帯数の比較を図3に示した。この図から、両者の数はかなり等しい値であることが見てとれよう。ちなみに国勢調査の値を100%とした場合、厚生行政基礎調査の値との開きは1~2%前後となっている。このことから、国勢調査の一般世帯数が得られない年次は、場合によっては厚生行政基礎調査の世帯数をその代わりに使うことも可能と考えられよう。

図3 一般世帯数* (広義) の比較



* (普通) 世帯に1人世帯を加えたもの

4. ま と め

以上述べてきたように、一般世帯には二種類の定義があり、それらに合わせて一般世帯数をみてきた。その結果、狭義の定義—住居と家計を共にしている2人以上の集まり—に合わせて調整した場合、就業構造基本調査、労働力調査特別調査、国勢調査、厚生行政基礎調査、住宅統計調査の調査間ではかなり近い値が、また、広義の定義—普通世帯と1人世帯との合計—に合わせて調整した場合、国勢調査と厚生行政基礎調査でも同様の近似的な値が得られた、ともあれ一口に一般世帯といっても調査の目的に応じて色々な定義があるので、統計数字を使う場合はそれも考慮に入れて観察することが必要であろう。